点検・評価項目

［対応法令等］
【基】教育基本法、【教】学校教育法、【教規】学校教育法施行規則、【位】学位規則、
【短】短期大学設置基準、【告】文部科学省（文部省）の各種告示

１．理念・目的

（１）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

［評価の視点例］

・短期大学の理念に基づく目的及び学科・専攻科等の目的の明確化
・目的を実現し得る資源確保の適切性
・短期大学の個性や特徴、独自性の確立化

［対応法令等］

【基】大学（第７条）
【教】短期大学（第 108 条）、
専攻科及び別科（第 91 条）

（２）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

［評価の視点例］

・理念・目的の短期大学構成員に対する周知方法とその有効性
・理念・目的の社会に対する公表方法とその適切性

［対応法令等］

【短】教育研究上の目的（第２条）

（３）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

［評価の視点例］

・理念・目的について検証する仕組みの確立とその適切性

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）

２．教育研究組織

（１）短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

［評価の視点例］

・学科・専攻科等の組織構成と理念・目的との適合性

・学科・専攻科等の組織構成と学術の進展や地域社会からの要請との適合性

［対応法令等］

【教】通信教育（第 84 条）、
専攻科及び別科（第 91 条）、
研究施設の附置（第 96 条）、
短期大学（第 108 条）

【短】学科（第３条）、
附属施設（第 32 条）、
外国に設ける組織（第 43 条）

【告】短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準、
短期大学通信教育設置基準

（２）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

［評価の視点例］

・教育研究組織について検証する仕組みの確立とその適切性

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）

３．教員・教員組織

（１）短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

［評価の視点例］

・短期大学・学科・専攻科等の理念・目的並びに教育課程の種類に応じた教員に求める能力・資質等の明確化
・教員組織の年齢・性別・専門分野等の構成に関する適切性
・教育課程の編成・実施方針を具体的に実現するための教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

［対応法令等］

【基】教員（第９条）
【教】学長、教授その他の職員（第 92 条）
【短】教員組織（第 20 条）、
授業科目の担当（第 20 条の２）、
授業を担当しない教員（第 21 条）、
専任教員（第 21 条の２）、
専任教員数（第 22 条）、
学長の資格（第 22 条の２）、
教授の資格（第 23 条）、
准教授の資格（第 24 条）、
講師の資格（第 25 条）、
助教の資格（第 25 条の２）、
助手の資格（第 26 条）、
共同学科に係る専任教員数（第 39 条）
【告】短期大学設置基準第 45 条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件

（２）学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

［評価の視点例］

・編制方針に基づく教員組織の整備状況とその適切性
・授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備状況とその適切性

［対応法令等］

【基】教員（第９条）
【教】学長、教授その他の職員（第 92 条）
【短】教員組織（第 20 条）、
授業科目の担当（第 20 条の２）、
授業を担当しない教員（第 21 条）、
専任教員（第 21 条の２）、
専任教員数（第 22 条）、
学長の資格（第 22 条の２）、

教授の資格（第 23 条）、
准教授の資格（第 24 条）、
講師の資格（第 25 条）、
助教の資格（第 25 条の２）、
助手の資格（第 26 条）、
共同学科に係る専任教員数（第 39 条）

【告】短期大学設置基準第 45 条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件

（３）教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・教員の募集・任免・昇格等に関する規程及び手続きの明確化
・規程等に従った教員人事の適切性

［対応法令等］

【教】学長、教授その他の職員（第 92 条）
【短】教授の資格（第 23 条）、
准教授の資格（第 24 条）、
講師の資格（第 25 条）、
助教の資格（第 25 条の２）、
助手の資格（第 26 条）

（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

［評価の視点例］

・教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価とその適切性
・ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の実施状況とその有効性
・教員の教育倫理向上のための配慮とその適切性

［対応法令等］

【基】教員（第９条）
【短】教育内容等の改善のための組織的な研修等（第 11 条の３）

（５）短期大学と併設大学との関係は適切であるか。
（注）併設大学を有する短期大学のみ点検・評価をする項目

［評価の視点例］

・短期大学と併設大学における各々の人員配置・人的交流の適切性

４．教育内容・方法・成果

（１）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

（１）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

［評価の視点例］

・短期大学士課程及び専攻科の課程の教育目標の明示方法
・教育目標と学位授与方針との整合性
・学位授与方針における修得すべき学習成果の明示

［対応法令等］

【教】学位（第 104 条）
【位】短期大学士の学位授与の要件（第５条の４）
【短】教育研究上の目的（第２条）、
教育課程の編成方針（第５条）、
教育課程の編成方法（第６条）

（２）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

［評価の視点例］

・教育課程の編成・実施方針の策定とその明示方法
・教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性

［対応法令等］

【短】教育課程の編成方針（第５条）
教育課程の編成方法（第６条）、
単位（第７条）、
１年間の授業期間（第８条）、
各授業科目の授業期間（第９条）、
共同教育課程の編成（第 36 条）、
共同教育課程に係る単位の認定（第 37 条）

（３）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

［評価の視点例］

・教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の短期大学構成員に対する周知方法とその有効性
・目標や方針の社会に対する公表方法とその適切性

［対応法令等］

【短】教育研究上の目的（第２条）

（４）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

［評価の視点例］

・目標や方針について検証する仕組みの確立とその適切性

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）

（２）教育課程・教育内容

（１）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

［評価の視点例］

・編成・実施方針に基づいた教育課程の体系的編成とその適切性
・教育課程の編成・実施方針に基づいた必要な授業科目の開設状況とその適切性
・教育課程における教養教育、専門基礎教育、専門教育及び倫理性を培う教育等の位置づけと量的配分の適切性

［対応法令等］

【短】教育課程の編成方針（第５条）、
教育課程の編成方法（第６条）、
社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第 35 条の２）、
共同教育課程の編成（第 36 条）

（２）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

［評価の視点例］

・教育課程の編成・実施方針と教育内容との関連性
・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の実施状況とその適切性
・キャリア教育の実施状況とその適切性

［対応法令等］

【短】教育課程の編成方針（第５条）

（３）教育方法

（１）教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・学生に対する履修指導の適切性
・授業形態、授業方法等の適切性及びその教育指導上の有効性
・学生が十分な学習成果を得るために講じている措置と単位制度の趣旨との整合性
・学生の主体的参加を促す授業方法とその適切性

［対応法令等］

【短】単位（第７条）、
一年間の授業期間（第８条）、
各授業科目の授業期間（第９条）、
授業を行う学生数（第 10 条）、
授業の方法（第 11 条）、
昼夜開講制（第 12 条）、
履修科目の登録の上限（第 13 条の２）

【告】短期大学設置基準第 11 条第２項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件、
短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

（２）シラバスに基づいて授業を展開しているか。

［評価の視点例］

・シラバスの内容・項目の充実とその活用状況の適切性
・授業内容・方法とシラバスとの整合性

［対応法令等］

【短】成績評価基準等の明示等（第 11 条の２）

（３）成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・成績評価方法及び成績評価基準の明示
・成績評価方法及び成績評価基準の公平性とその適切性
・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
・既修得単位認定の適切性

［対応法令等］

【短】単位（第７条）、

1 年間の授業期間（第８条）、
各授業科目の授業期間（第９条）
成績評価基準等の明示等（第 11 条の２）、
単位の授与（第 13 条）、
履修科目の登録の上限（第 13 条の２）、
他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（第 14 条）、
短期大学又は大学以外の教育施設等における学修（第 15 条）、
入学前の既修得単位等の認定（第 16 条）

【告】短期大学設置基準第 15 条第１項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

（４）成果

（１）教育目標に沿った成果が上がっているか。

［評価の視点例］

・学習成果及び目標達成度を測定する方法とその適切性

・学習成果と教育目標の達成状況

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）

（２）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

［評価の視点例］

・教育成果の検証方法及び検証結果を教育内容・方法に結びつける方策とその有効性

［対応法令等］

【短】教育内容等の改善のための組織的な研修等（第 11 条の３）

（３）学位授与（卒業・修了認定）を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・卒業判定手続きの適切性

・学位授与方針に基づいた学位授与の実施状況とその適切性

［対応法令等］

【位】短期大学士の学位授与の要件（第５条の４）

【短】卒業の要件（第 18 条）、
卒業の要件の特例（第 19 条）、
共同学科に係る卒業の要件（第 38 条）

５．学生の受け入れ

（１）学生の受け入れ方針を明示しているか。

［評価の視点例］

・短期大学・学科・専攻科等の理念・目的・教育目標に基づいた学生の受け入れ方針の策定とその明示方法

・当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示

・短期大学に入学を希望する障がいをもつ学生や社会人入学生等、多様な学生の受け入れ方針の策定とその明示方法

［対応法令等］

【教】入学資格（第 90 条）

（２）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

［評価の視点例］

・学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜方法の適切性

・入学者選抜基準の公表及び受験者への説明責任に対する配慮とその適切性

［対応法令等］

【教】入学資格（第 90 条）、

【教規】高校卒業者と同等以上と認められる者の要件（第 150 条）、
特に優れた素質を有すると認める者の入学資格に関する細目（第 151 条、第 152 条、第 153 条、第 154 条）

【短】入学者選抜（第２条の２）

（３）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

［評価の視点例］

・入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性

［対応法令等］

【短】学生定員（第４条）

（４）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

［評価の視点例］

・学生募集及び入学者選抜について検証する仕組みの確立とその適切性

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）

【教規】飛び入学について自己点検・評価の実施と公表（第 158 条）

６．学生支援

（１）学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

［評価の視点例］

・学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援に関する方針の明確化

（２）学生への修学支援を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性
・補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況の適切性
・障がい者等サポートが必要な学生に対する修学支援措置の適切性
・奨学金等の包括的な経済的支援の適切性

（３）学生の生活支援を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮とその適切性
・カウンセリング等の相談体制の整備状況とその有効性
・ハラスメント防止策を含めた人権保護のための措置とその適切性

［対応法令等］

【短】厚生補導の組織（第 35 条）、
社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第 35 条の２）

（４）学生の進路支援を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・学生への就職ガイダンスや進学ガイダンス等、進路支援の実施状況とその適切性
・キャリア支援に関する組織体制の整備及び支援の適切性

［対応法令等］

【短】社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第 35 条の２）

７．教育研究等環境

（１）教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

［評価の視点例］

・学生の学修及び教員の教育・研究に必要な環境整備に関する方針の明確化
・校地・校舎・施設・設備に関する整備計画

［対応法令等］

【告】短期大学設置基準第 45 条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件

（２）十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

［評価の視点例］

・短期大学・学科・専攻科等の教育研究目的を実現するための校地・校舎・施設・設備等諸条件の整備状況とその適切性
・キャンパス・アメニティの形成状況
・校地・校舎・施設・設備等の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況
・施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

［対応法令等］

【短】校地（第 27 条）、
校舎等（第 28 条）、
校地の面積（第 30 条）、
校舎の面積（第 31 条）、
附属施設（第 32 条）、
機械、器具等（第 33 条）、
２以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第 33 条の２）、
共同学科に係る校地の面積（第 40 条）、
共同学科に係る校舎の面積（第 41 条）、
共同学科に係る施設及び設備（第 42 条）

（３）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

［評価の視点例］

・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備及び量的整備の適切性
・学術情報の処理・提供システムの整備状況
・図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性
・開館日、開館時間等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその適切性

・図書館司書等、専門的職員及びその他の職員の配置状況とその適切性
・国内外の教育研究機関との協力状況

［対応法令等］
【短】図書等の資料及び図書館（第 29 条）

（４）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

［評価の視点例］
・教育研究支援スタッフの人的配置の適切性
・教員の研究費・研究室及び研究に専念する時間の確保とその適切性
・研究論文・研究成果を公表、発信・受信する機会の確保及び支援措置の適切性

［対応法令等］
【短】附属施設（第 32 条）、
機械、器具等（第 33 条）、
２以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第 33 条の２）、
教育研究環境の整備（第 33 条の３）

（５）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

［評価の視点例］
・研究倫理に関する学内規程の整備状況とその適切性
・研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況とその適切性

８．社会連携・社会貢献

（１）社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

［評価の視点例］

・産・学・官等との連携に関する方針の明確化
・地域社会（国際社会等も含む）との連携・協力方針の明確化

（２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

［評価の視点例］

・教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の実施状況
・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
・学外組織との連携・協力による教育研究の推進状況
・地域交流や国際交流事業等への積極的な参加状況

［対応法令等］

【基】大学（第７条）
【教】短期大学（第 108 条）、
　　公開講座（第 107 条）

９．管理運営・財務

（１）管理運営

（１）短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

［評価の視点例］

・意思決定プロセスの明確化
・法人組織及び教学組織の権限と責任の明確化
・教授会の権限及び責任の明確化
・学長、短期大学部長、学科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化
・学長、短期大学部長及び学科長等の選考方法の適切性
・中・長期的な管理運営方針の策定及び短期大学構成員に対する周知方法とその有効性

［対応法令等］

【教】教授会（第 93 条）
【教規】代議員等の設置（第 143 条）

（２）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

［評価の視点例］

・関係法令に基づいた管理運営に関する学内諸規程の整備状況
・意思決定プロセスの運用とその適切性
・教授会の活動とその適切性

［対応法令等］

【教】学長、教授その他の職員（第 92 条）
【短】学長の資格（第 22 条の２）

（３）短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

［評価の視点例］

・事務組織の構成及び人員配置の適切性
・多様化する業務内容への対応策や事務組織の機能を高めるための方策とその有効性
・職員の任免・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

［対応法令等］

【教】学長、教授その他の職員（第 92 条）
【短】事務組織（第 34 条）

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

［評価の視点例］

・人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善への取り組み状況

・短期大学の事務職員として求められる能力を高めるためのスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の実施状況とその有効性

（２）財務

（１）教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

［評価の視点例］

・中・長期的な財政計画の立案
・科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
・消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

［対応法令等］

【短】教育研究環境の整備（第 33 条の３）

（２）予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

［評価の視点例］

・予算編成の適切性及び執行ルールの明確性と内部監査の適切性
・予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

10. 内部質保証

（１）短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

［評価の視点例］

・自己点検・評価の実施及び結果の公表方法とその適切性
・情報公開の内容・方法の適切性及び情報公開請求への対応状況

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）
【教規】教育研究活動等の状況に係る情報の公開（第 172 条の２）

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

［評価の視点例］

・内部質保証に関する方針の策定及び手続きの明確化
・内部質保証を掌る組織の整備状況
・自己点検・評価活動を改善・改革に繋げるシステムの確立とその有効性
・短期大学構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）
【短】趣旨（第１条）

（３）内部質保証システムを適切に機能させているか。

［評価の視点例］

・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実とその有効性
・教育研究活動のデータ・ベース化の推進
・学外者からの意見への対応状況
・文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応とその適切性

［対応法令等］

【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）
【短】趣旨（第１条）

オプション項目【特色ある取り組み】

（１）短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性。